

# 母子家庭の母親の看護師・介護福祉士等の資格取得支援

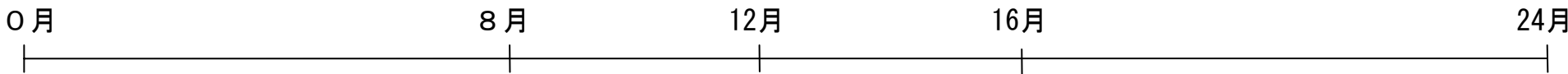
(高等技能訓練促進費の支給期間の拡充)

- 母子家庭の母が看護師、介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得することを支援するため、高等技能訓練促進費の支給期間について、現行の修業期間の最後の3分の1の期間から、**修業期間の後半の1/2の期間**に拡充する。

※ 高等技能訓練促進費

市町村民税非課税世帯月額10万3,000円、課税世帯月額5万1,500円を支給

例) 2年間の介護福祉士訓練コースを利用する場合



現行制度  
→ 修業期間の最後の1/3の期間  
(上限12か月)

20年度補正  
→ 修業期間の後半の1/2の期間  
(上限18か月)

